

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和８年４月版）	改正後（令和８年１０月版）
長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和８年４月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章 総 則 ～ 第２章 現場代理人及び技術者の兼務について [略] 第３章 施工条件明示 ３－１－１条 余裕期間制度【発注者指定方式】 ～ ３－１－４条 出来形管理資料の提出時期 [略] ３－１－５条 週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（発注者指定型）」の場合 本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、月単位の週休２日となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（週単位の週休２日または月単位の週休２日）」の実施について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。 工事契約後、週休２日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。 完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。 なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え通期の週休２日以上現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「７．法令順守等」	長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和８年１０月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章 総 則 ～ 第２章 現場代理人及び技術者の兼務について [略] 第３章 施工条件明示 ３－１－１条 余裕期間制度【発注者指定方式】 ～ ３－１－４条 出来形管理資料の提出時期 [略] ３－１－５条 週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（発注者指定型）」の場合 本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、受注者は、「週休２日（週単位の週休２日または月単位の週休２日）」の実施について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。 工事契約後、週休２日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。 完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。 なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え通期の週休２日以上現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「７．法令順守等」

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和８年４月版）	改正後（令和８年１０月版）								
において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。 １）週休２日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休２日または月単位の週休２日（現場閉所率２８．５％）以上となる休日を確認することとする。 月単位の週休２日を実施する場合において、暦上の土日の閉所日では現場閉所率が２８．５％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 また、対象期間が１月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計に日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 ２）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。 <table><tr><td>週休２日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休２日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr></table> ３）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員へ報告すること。 ４）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 ５）受注者は、当初設定された工期が週休２日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 ６）週単位の週休２日を選択し現場閉所が達成した場合は、週単位の週休２日の補正により契約変更を行うものとする。 また、月単位の週休２日以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休２日とは、現場閉所率２８．５％（例：８日／２８日）以上の場合とする。 週休２日における補正係数については、下記のとおりとする。 【週単位の週休２日：補正係数】 ――労務費――：１．０２ ――共通仮設費：１．０５ ――現場管理費：１．０６ 【月単位の週休２日：補正係数】	週休２日対象外作業	〇〇	週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日	において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。 １）週休２日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休２日または月単位の週休２日（現場閉所率２８．５％）以上となる休日を確認することとする。 月単位の週休２日を実施する場合において、暦上の土日の閉所日では現場閉所率が２８．５％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 また、対象期間が１月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計に日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 ２）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。 <table><tr><td>週休２日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休２日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr></table> ３）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員へ報告すること。 ４）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 ５）受注者は、当初設定された工期が週休２日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 ６）県土木部制定の積算基準（港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休２日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。	週休２日対象外作業	〇〇	週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
週休２日対象外作業	〇〇								
週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日								
週休２日対象外作業	〇〇								
週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日								

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和 8 年 4 月版）	改正後（令和 8 年 1 0 月版）
労務費：1. 0 2 共通仮設費：1. 0 4 現場管理費：1. 0 5 ※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準電気通信設備積算基準機械設備積算基準港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休 2 日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 7）対象期間中、工事現場に週休 2 日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休 2 日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/ 3－1－6 条 週休 2 日工事における現場閉所の実施 「週休 2 日工事（受注者希望型）」の場合 本工事は、週休 2 日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休 2 日以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休 2 日のパターン（週単位の週休 2 日、月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日）について施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の 1）から 7）によるものとする。 また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休 2 日以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。 工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。 1）週休 2 日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休 2 日又は月単位の週休 2 日（現場閉所率 2 8. 5％）以上となる休日を確保することとする。 月単位の週休 2 日を実施するにおいて、暦上の土日の閉所では現場閉所率が 28.5％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。 また、対象期間が 1 月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。	7）対象期間中、工事現場に週休 2 日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休 2 日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.lg.jp/bunrui/machidukuri/kensetsu-jari-saikutsugyo/kensetugyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/ 3－1－6 条 週休 2 日工事における現場閉所の実施 「週休 2 日工事（受注者希望型）」の場合 本工事は、週休 2 日工事（受注者希望型）であり、受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休 2 日のパターン（週単位の週休 2 日、月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日）について施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の 1）から 7）によるものとする。 また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休 2 日以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。 工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。 1）週休 2 日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休 2 日又は月単位の週休 2 日（現場閉所率 2 8. 5％）以上となる休日を確保することとする。 月単位の週休 2 日を実施するにおいて、暦上の土日の閉所では現場閉所率が 28.5％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。 また、対象期間が 1 月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和8年4月版）	改正後（令和8年10月版）								
2）現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。 <table><tr><td>週休2日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休2日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr></table> 3）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。 4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 6）週単位の週休2日を選択し、現場閉所が達成された場合は、週単位の週休2日の補正係数により、契約変更を行うものとする。 また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。通期の4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（例：8日／28日）以上の場合とする。 各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。 【週単位の週休2日：補正係数】 労務費：1.02 共通仮設費：1.05 現場管理費：1.06 【月単位の週休2日：補正係数】 労務費：1.02 共通仮設費：1.04 現場管理費：1.05 ※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準電気通信設備積算基準機械設備積算基準港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。 7）対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。	週休2日対象外作業	〇〇	週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日	日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。 2）現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。 <table><tr><td>週休2日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休2日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr></table> 3）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。 4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 6）県土木部制定の積算基準（港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。	週休2日対象外作業	〇〇	週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
週休2日対象外作業	〇〇								
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日								
週休2日対象外作業	〇〇								
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日								

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和８年４月版）	改正後（令和８年１０月版）
※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/ ３－１－７条 埋設物及び架空線等 ～ ３－５－１条 ＩＣＴ活用工事の費用について【発注者指定型】 〔略〕 第４章 その他 〔略〕	７）対象期間中、工事現場に週休２日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.lg.jp/bunrui/machidukuri/kensetsu-jari-saikutsugyo/kensetugyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/ ３－１－７条 埋設物及び架空線等 ～ ３－５－１条 ＩＣＴ活用工事の費用について【発注者指定型】 〔略〕 第４章 その他 〔略〕